



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年2月24日（金） 第10077号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○市街地再開発事業の終了認可（住宅政策課）	2
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	2
教育委員会訓令	
○群馬県教育委員会職員倫理規程（総務課）	4
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	4

■ 告 示

◎群馬県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年2月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町栄字十二通上627、634の1、642の1、866の1、866の4、888、891、892の4、892の5
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第47号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の20第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の終了について、次のとおり認可した。

令和5年2月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の氏名又は名称 山本高治郎及び関東建設工業株式会社
- 2 事業施行期間 令和2年8月11日から令和4年12月31日まで
- 3 施行地区 太田市浜町4番8及び81番から83番までの全部並びに3番24先道路、3番24先水路、3番24先土揚敷、4番2先道路、4番2先水路、4番6先道路及び4番6先水路並びに3番24、3番26、4番6及び4番7の各一部
- 4 第一種市街地再開発事業の名称 太田市浜町第二地区第一種市街地再開発事業
- 5 第一種市街地再開発事業の施行認可の年月日 令和2年8月3日
- 6 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日 令和5年2月15日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年2月24日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1405-6	邑楽郡邑楽町大字篠塚1405番地1 新井洗稀 桐生市広沢町5丁目1954番地の15 堀江桃加
2	邑楽郡板倉町大字板倉字藤宮746-2、769、	東京都千代田区二番町8番地8

	770、800、833-2の一部、833-9	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
--	------------------------	------------------------------

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局
各教育機関

群馬県教育委員会職員倫理規程を次のように定める。
令和五年二月二十四日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、公務に対する県民の信頼を確保するとともに、職員が官民共創を推進するために事業者等との交流を図ることができる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、「職員」とは、群馬県教育委員会事務局及び群馬県立の教育機関に勤務する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員をいう。

(総括倫理監督者)

第三条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理を監督する職員として、総括倫理監督者を置く。

2 総括倫理監督者は、群馬県教育委員会事務局及び群馬県立の教育機関(群馬県立学校を除く。)においては教育次長(管理)(群馬県教育委員会事務局等事務専決規程(昭和五十三年群馬県教育委員会訓令乙第四号)第六条第二項第一号に規定するものをいう。)とし、群馬県立学校においては教育次長(指導)(同項第二号に規定するものをいう。)とする。

3 総括倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの群馬県職員倫理規程(令和四年群馬県訓令甲第八号)第五条第二項及び第九条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び研修を行うこと。
- 三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 この規程に違反する行為があった場合にその旨を教育長に報告すること。
- 4 群馬県職員倫理規程に定める倫理監督者の業務は、総括倫理監督者が行うものとする。
- 5 総括倫理監督者は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(補則)

第四条 この規程に定めのあるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要

な事項は、群馬県職員倫理規程の例による。この場合において、群馬県職員倫理規程第二条第二項中「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八条の二」とあるのは「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八条の二又は群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)第十一条の二」と、同規程第二条第五項ただし書中「知事」とあるのは「教育長」とする。

2 前項の規定にかかわらず、群馬県職員倫理規程の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときは、教育長が別に定めるところによる。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月二十四日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「参事官」を「会計統括官 参事官」に改め、「副校長」を削り、「宮繕指導官」を「宮繕指導官 施設企画指導官」に改め、「情報システム指導官」を削る。

附則

この規則は、令和五年三月三日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
